「忘れられる権利」

№

　権利とは、人がことをする時、他人に当然に要求できる力や資格のものである。今までの傾向は、人々の権利を守るために、色々な法律を制定・新設し、もしこれを触れる場合、行為を尺度して、妥当な刑罰・罰金を宣告される。それにしても、ネットの発達する前は、発言の自由に重点を置いたら、最近になって、「忘れられる権利」に世間の強い関心が払い始めた。では、なぜ、いまさらこんな権利が社会の熱い論争の中核になっているのか。

ネットの登場と大衆化で、情報の共有や人の間の交友がだんだん増えた。それから、ネットの使用者の中、安易な考えで、絶対に流せばいけない情報を共有する人が出た。そして、他人の個人資料を悪用するハッカーとウィルス開発者の数も増加して、それに対応するために、人材と技術を開発に専念している。

個人の身上が氾濫する現在、状況の深刻さに気に付けた人々は、ポータルサイトやデータバンクを運営する企業に、自分に関する一部の、あるいは全ての情報を検索対象のリストから、除外するために、法的措置をとった事件があった。たとえ、対象になった情報が、第三者の目で、客観的・中立的な分析した真実でも、結果は、被告人の敗訴。もちろん、この判決は、今から、どんどん発生するはずの同じ事件の前例になるだろう。

例えば、バーブラ・ストライサンドは番組の内容中、自分の家が出た事件に、個人情報保護を理由で削除することを要求したが、皮肉にも、事件の前より、人々の関心を貰うことになり、個人情報が保護されるどころか、ネット全体に、公然と広がるようになった。 この現像をストライサンド効果と読み始めた。

このような事件は、一国の指導者、やはり、自分の権利だと思っている。独裁者だった自分の父親の非人道的な行動を美化するために、国民の反対にも変わらず、歴史教科書を国定化、改竄する韓国の現職のパーク大統領や、第ニ世界大戦の時、日本帝国が犯した犯罪の被害者と帝国の軍人の証言と被害国から出た証拠があっても、不定する日本の安部首相の行実を見ると、忘れられる権利が真実を知る権利より、優先しなければならないのか。